3　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における事業者の支援の担い手を多様化・活性化し、事業者に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図る。

ロ　国は、機関に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努める。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行おうとする者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努める。

ニ　国は、機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について任意の調査等を実施する。

ホ　国は、機関に対する任意の調査等の結果、個々の機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該機関による支援体制の状況等を把握する。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにする。

ロ　機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図る。

三　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行う。

第6　適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類に定めるもののうち、自動車整備業に関する内容であって道路運送車両法に基づく認証又は認定を受けた自動車整備事業者に限る。

○国土交通省告示第八百六十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月一日

国土交通大臣　石井　啓一

表一　石狩川水系

区分	名称	区間		変更	
		上流端	下流端	旧	新
幾春別川	小熊沢の合流点	石狩川への合流点		幾春別川	幾春別川
幾春別川	左岸　三笠市国有林岩見沢事業区三百九十七林班へ小班地先 右岸　同市国有林岩見沢事業区三百五十一林班い四小班地先	石狩川への合流点		幾春別川	幾春別川
上一の沢川	三笠市国有林岩見沢事業区百九十九林班地先	幾春別川への合流点		上一の沢川	上一の沢川
上一の沢川	左岸　三笠市国有林岩見沢事業区百九十九林班い一小班地先 右岸　同市国有林岩見沢事業区百八十二林班い三小班地先	幾春別川への合流点		上一の沢川	上一の沢川

表二　名取川水系

区分	名称	区間		変更	
		上流端	下流端	旧	新
桂沢盤の沢川	三笠市国有林岩見沢事業区二百十六林班地先	幾春別川への合流点		桂沢盤の沢川	桂沢盤の沢川
桂沢盤の沢川	左岸　三笠市国有林岩見沢事業区二百十六林班い一小班地先 右岸　同市国有林岩見沢事業区二百二十九林班ち小班地先	幾春別川への合流点		桂沢盤の沢川	桂沢盤の沢川
菊面沢川	三笠市国有林岩見沢事業区四百十八林班地先	幾春別川への合流点		菊面沢川	菊面沢川
菊面沢川	左岸　三笠市国有林岩見沢事業区四百十八林班は小班地先 右岸　同市国有林岩見沢事業区四百八林班い小班地先	幾春別川への合流点		菊面沢川	菊面沢川

表三　利根川水系

区分	名称	区間		指定
		上流端	下流端	
武蔵水路	星川からの分派点	荒川への合流点		武蔵水路

区分	名称	区間		変更	
		上流端	下流端	旧	新
川内沢川	中沢の合流点	南貞山運河への合流点		川内沢川	川内沢川
川内沢川	宮城県名取市愛島笠島字中ノ沢八番二地先	南貞山運河への合流点		川内沢川	川内沢川
杉の沢川	宮城県名取市愛島笠島字北中峯七番地先	川内沢川への合流点		杉の沢川	杉の沢川

表四　淀川水系

区分	名称	区間		変更	
		上流端	下流端	旧	新
大宮川	大津市坂本本町字東塔南谷四千二百二十番地先の関西電力貯水堰堤	琵琶湖への流入点		大宮川	大宮川
大宮川	大津市坂本本町地先大宮谷林道四号橋下流端	足洗川への合流点		大宮川	大宮川

表五　九頭竜川水系

区分	名称	区間		指定
		上流端	下流端	
吉野瀬川放水路	吉野瀬川からの分派点	日野川への合流点		吉野瀬川放水路